



平成25年度 京丹後市予算編成方針

市民総幸福の最大化を目指して

《予算編成方針の特徴》

I. 年間総予算での編成

II. 第1次市総合計画・後期基本計画の推進

III. 第2次市行財政改革推進計画の推進

IV. 5つの考え方を踏まえた予算編成

「産業の未来発展」

「環境循環のまちづくり」

「ひとづくり」

「未来への基盤づくり」

「健全な財政基盤づくり」

I 年間総予算での編成

- 事業効果を見据えた予算編成

(当初) 事務事業の年間総予算を編成

(補正) 制度改正・国府の新規施策等の特別事由によるものに限定(原則)

- 将来に向けた歳出規模の早期抑制

厳しい財政状況の中、普通交付税の逡減及び合併特例事業債の廃止など、将来的な財政状況等を勘案し、歳出規模の早期抑制を図る。

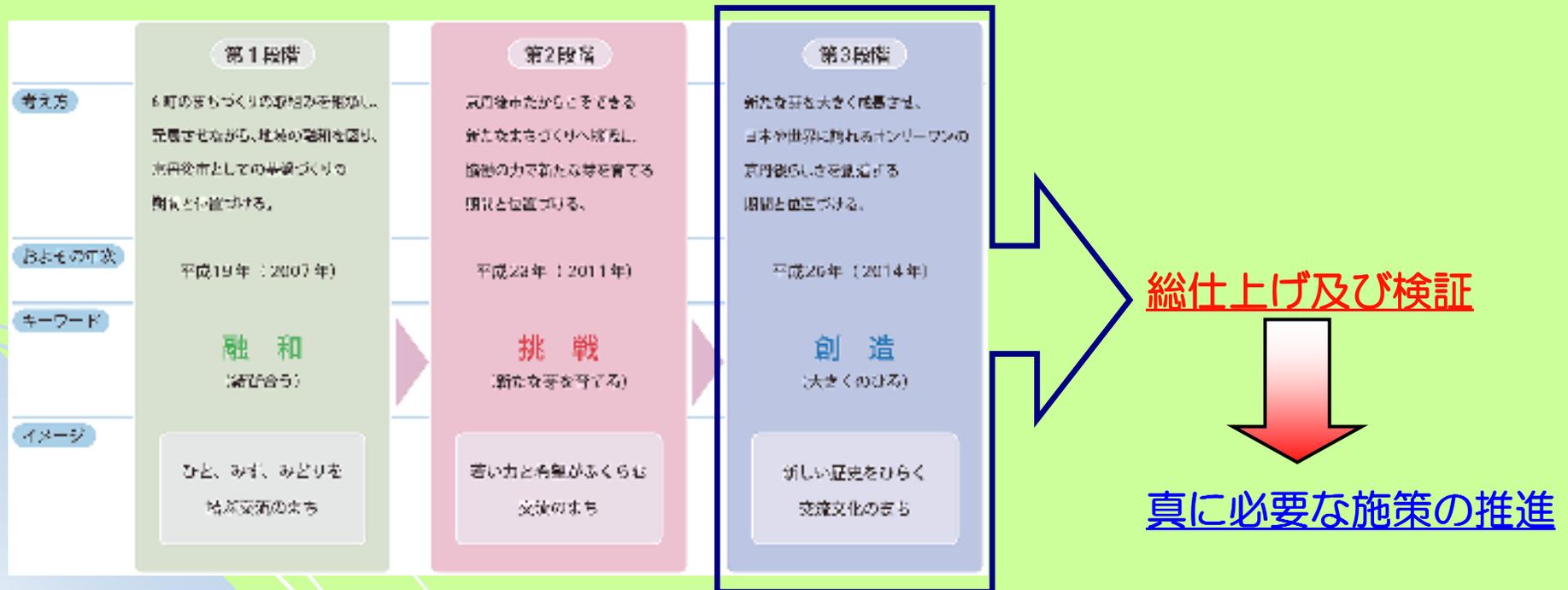
【平成25年度予算規模目標】一般会計の当初予算 300億円台前半

- 年度内執行の厳守

職員数が減少傾向にある中、現人員体制において年度内での執行が確実に見込める事務・事業量で予算見積り

Ⅱ 第1次市総合計画・ 後期基本計画の推進

- 第1次市総合計画における成長イメージ



- 第2次市総合計画の策定（平成27年度以降）
京丹後市が向かうべき将来像を見据えた予算編成が必要

Ⅲ 第2次市行財政改革

推進計画の推進

- **「歳出抑制の道標」**の確実な達成
平成27年度以降の普通交付税縮減に備え、各部局で掲げた項目の着実な実施
- **「補助金等に関する基本方針」**の予算反映
基本方針に基づく既存補助金の見直し結果を積極的に反映
見直しスケジュールの策定により確実な見直し実施を!!
- **「公共施設の見直し方針」**の予算反映
方針に基づく見直し結果を積極的に反映
見直し目標年度（平成31年度）の確実な達成を!!

総合計画及び第2次行財政改革大綱との整合

計画期間

- 総合計画（後期基本計画） 平成22年度～平成26年度（5か年）
- 第2次行財政改革大綱 平成22年度～平成26年度（5か年）

総合計画（後期基本計画）

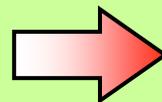
- 総合計画でめざす将来像『ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち』
- 平成25年度は、**大きく伸びる『創造』**の段階
“新しい歴史をひらく交流文化のまち” 〈イメージ〉

第2次行財政改革大綱

- 第2次行革大綱の目標を確実に達成するため、行財政改革推進計画を着実に実施
⇒全項目について、聖域を設けず抜本的又は具体的に見直すことがポイント
- 第2次行財政改革推進計画
第2次定員適正化計画、組織・機構編成方針、職員人材育成基本方針、アウトソーシング推進に関する指針、市民と行政の協働推進指針
⇒総合計画（実施計画）と関連した『財政見通し』（5か年度分）との整合確保
- 予算編成における歳出規模抑制への取り組み

「補助金等に関する基本方針」

「公共施設の見直し方針」



平成25年度予算への反映

IV 5つの考え方を踏まえた予算編成

〔1〕 「産業の未来発展」への取り組み

- ・ 「**企業立地推進・商工業総合振興条例**」の制定
- ・ 京都縦貫道自動車道全線開通への準備
- ・ 市民生活や産業を支える産業の**本格的かつ持続的な発展**

〔2〕 「環境循環のまちづくり」の推進

- ・ 豊かな自然環境など魅力を生かした**未来へつながるまちづくり**の推進
- ・ 新エネルギー創出など**再生可能エネルギー**の地域展開
- ・ **「環境未来都市」**の構築

〔3〕 「ひとづくり」の推進

- ・ 市の未来発展のため、より一層の**「市民力」**の醸成
- ・ 各分野（教育・就業・スポーツ・観光）で活躍する**「ひとづくり」**の推進
- ・ **百歳健康長寿社会、生涯現役社会**の構築を推進

IV 5つの考え方を踏まえた予算編成

〔4〕「未来への基盤づくり」の推進

市民活動・企業活動行う上での**環境整備**（ハード、ソフト）の推進

- ・「一人ひとりの命、生活の幸せが大切にされるまちづくり」
- ・市民との**協働のまちづくり**
- ・北近畿**タンゴ鉄道**のより一層の利用促進
- ・公共交通の維持・確保
- ・基幹道路、下水道等の**社会インフラ整備**

〔5〕「健全な財政基盤づくり」の推進

普通交付税の縮減を乗り越え、**持続可能な財政構造**を構築

- ・「**歳出抑制の道標**」に基づく歳出予算の抑制
- ・「**合併特例措置逓減対策準備基金**」への積み立て（**5億円以上**）
- ・**新規発行市債の抑制**による市債残高抑制
- ・**未収金対策**の一層の強化
- ・「**事務事業スクラップ**」の積極的な推進
- ・**超過勤務縮減**の取り組みの推進

その他の留意事項など

- 市長マニフェスト・議会答弁等の**公約した課題への取り組み**
市長マニフェストの点検
⇒取り組み方法、実現可能性、費用対効果を精査・研究
議会で「検討する」等の答弁をした項目の精査・検討
- 京都府からの**権限移譲への対応**
現組織体制で権限移譲へ対応することを基本
安易なアウトソーシングでの対応は不可
- 各種計画との整合性の確保
他の施策、市の財政状況等を総合的に分析し予算計上
- 過疎計画・辺地計画に基づくものは、事前に企画政策課と協議
過疎計画：平成27年度まで 辺地計画：平成25年度まで
- **「ゼロ予算」事業の積極的な実施**
職員の知恵と工夫により、個別の予算計上を伴わない事業の推進
- 予算編成過程の公開〔継続実施〕
- **各部局の要求のポイント（重点項目）をホームページで公開〔新規〕**
- 『予算は「市民のため」のもの』であることの再確認
事業の必要性及び効果が明確に説明できるのみ予算計上

本市の財政の動向

（歳入）

- 市税等の自主財源比率が極めて低く、交付税等の依存財源に頼った脆弱な財政基盤
- 景気低迷及び人口減少等により市税は、減少傾向
- 合併による普通交付税等の特例措置が平成27年度以降逡減
- 合併特例事業債の活用は平成31年度まで
- 国府支出金の一括交付金、一般財源化等の制度変更による減少への懸念

（歳出）

- 社会保障関係経費や特別会計等への繰出金の増加
- 学校・保育所再配置及び耐震化、新火葬場整備などの大型普通建設事業の実施
- 大型の普通建設事業実施に伴う公債費及び市債残高の増加
- 合併特例措置逡減に対応するための「合併特例措置逡減対策準備基金」の積み立て



収入（一般財源）は減少傾向
支出（歳出需要）は増加傾向

限られた財源を効果的に活用するため、メリハリのある予算を編成することが最重要

合併特例措置の逡減等に備え

- 合併による普通交付税等の特例措置が平成27年度以降は逡減
- 合併特例事業債の活用は平成31年度まで
- 合併特例措置終了後の「持続可能な財政構造」の構築

◆合併特例事業債

平成31年度まで発行可能（H24法改正により5年間延長）
（充当率：95%、普通交付税算入率：元利償還金の70%）

◆普通交付税の合併算定替え

平成26年度までは合併特例分の全額交付、平成27年度から平成32年度までの6年間で段階的に逡減、平成32年度からは本来の交付額

■5年間の削減率

H27⇒0.9 H28⇒0.7 H29⇒0.5 H30⇒0.3 H31⇒0.1

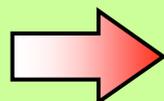


※24年度普通交付税の合併特例分がそのまま26年度以降も確保された場合の試算

持続可能な財政構造の構築

平成27年度以降の合併特例措置の逡減・廃止

- ◆普通交付税は、平成27～32年度までの6年間で約31億円強が減少
- ◆臨時財政対策債発行可能額も、上記の6年間で約2億円強が減少



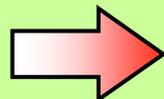
計約33億円以上の一般財源が減少!!

◆合併特例事業債の発行期間終了

充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額へ算入

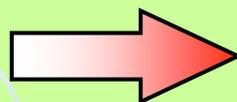
【活用額】

H24当初予算→10.7億円 < H24現計予算→17.0億円（前年度からの繰越分含む） >
H23決算→18.9億円 H22決算→20.9億円 H21決算→24.3億円 H20決算→18.2億円
H19決算→16.4億円 H18決算→10.7億円 H17決算→ 6.0億円 H16決算→ 6.4億円



年間約10億円以上の財源が減少!!

急激な財源不足の発生は、
急激な歳出削減で対応が必要

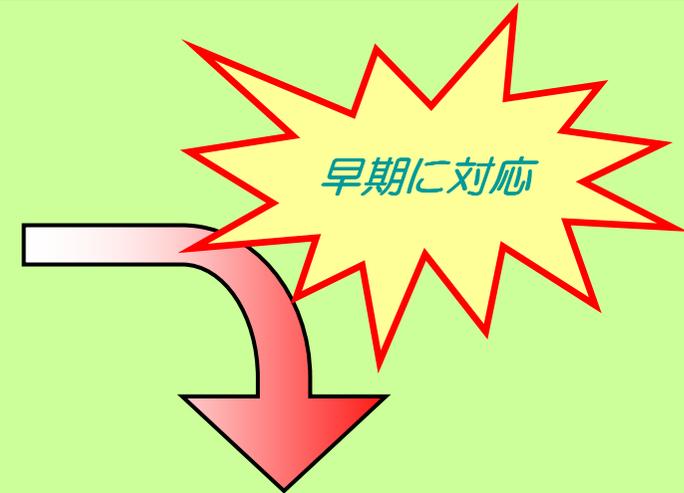
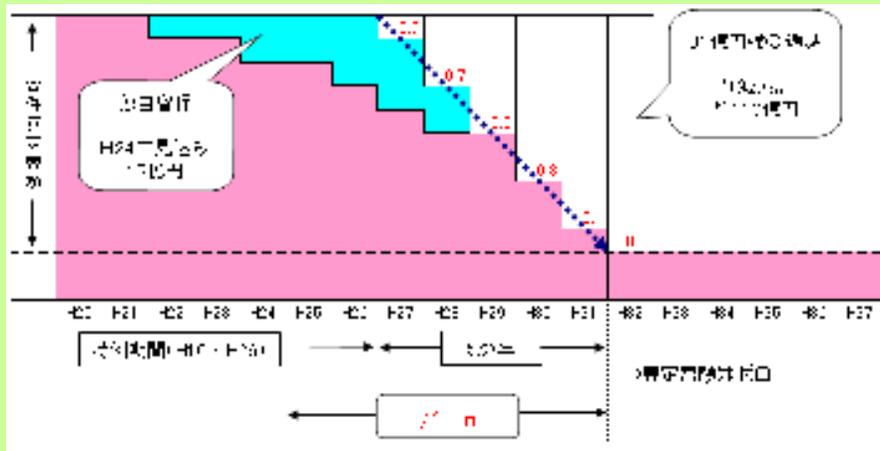


平成27年度以降に備え、歳出規模の抑制を図り
『合併特例措置逡減対策準備基金』
に5億円以上の積立をめざす!!

市民の急激な負担増の回避

合併特例措置逡減・廃止への対応イメージ

● 普通交付税合併算定替の逡減イメージ



『合併特例措置逡減対策準備基金』

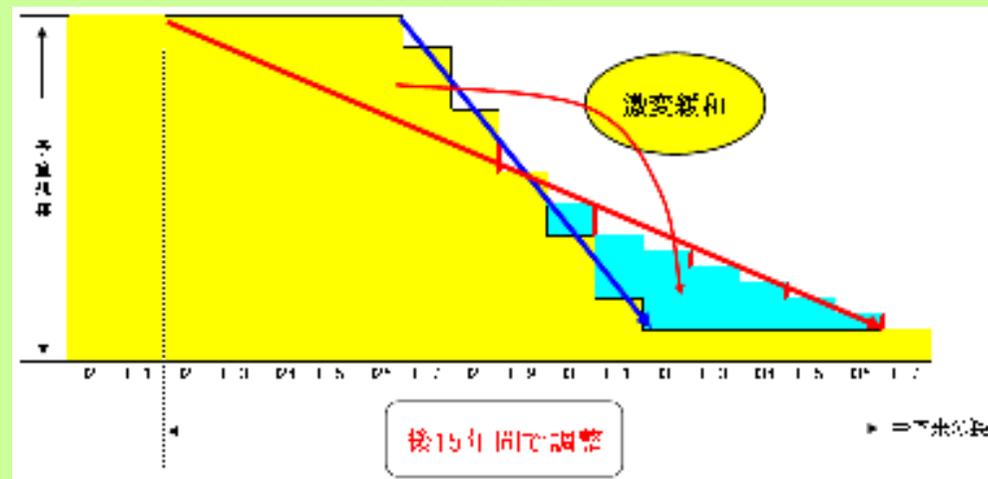
※独自留保分の基金積立



将来に活用

歳出削減の激変緩和
実質的な削減期間の延長

◎ 早期歳出抑制による歳出激変緩和措置イメージ



積極的な財源の確保等

- 市税収入の確保と税負担の公平性を確保する観点からの、未収金（滞納整理）については、京都地方税機構とのより一層の連携により、適切、かつ、全力を挙げて取り組む。
- 未利用の市有財産の積極的な利活用を図るとともに、売却可能財産の積極的な売却など、一般財源の確保に努める。
- 国庫支出金の一括交付金化などの制度変更が検討されている中、国府の最新の情報を的確に捉え、遺漏がないようにするとともに、国府の制度を熟知し、積極的な活用に努める。
- 市債に頼った事業を安易に計画せず、発行する必要がある場合であっても、地方交付税算入のある有利な市債を可能な限り活用する。なお、市債残高の抑制のため、発行額は極力抑制する。
- 分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益者負担の公平性を最大限確保するとともに、費用対効果を勘案し、不均衡なものがあれば適正化に努める。